

# 女性の視点を生かした都市課題解決推進事業管理・運営業務委託

## 公募型プロポーザル実施説明書

### 1 件名

女性の視点を生かした都市課題解決推進事業管理・運営業務委託

### 2 目的・趣旨

北九州市においては、若年女性の転出超過が続いており、その傾向は近年拡大傾向にある。この傾向が続くことは、市内の労働力減少や更なる少子化につながるものであり、本市における喫緊の課題であるといえる。

このような状況を踏まえ、本市では今年度より、若年女性から問題提起や解決策の提言を受け、市の具体的な施策に生かすとともに、まちに貢献する次世代の女性リーダーの育成につなげるためのプラットフォームを立ち上げることとしている。

令和6年度のプラットフォームを円滑に運営し、参加者がプラットフォームへ継続的かつ積極的に参画できるような創意工夫を凝らした伴走支援、参加者の能力向上に繋がる研修、中間報告会の進行支援などを行う高度な専門的知識及び経験を有する事業者について、公募型プロポーザル方式により受託候補者として特定するもの。

### 3 業務の内容

#### (1) 委託業務内容

仕様書（案）のとおり

なお、「仕様書（案）」は、この業務の受託候補者選定を行うためのものであり、実際の仕様書は、受託候補者から提出された企画提案を基に双方協議のうえ、作成するものとする。

#### (2) 選定方法

公募型プロポーザル方式

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

#### (4) 予算上限額

¥4,000,000円（消費税および地方消費税相当額を含む）

## 4 応募資格

単体企業で参加するものとし、次の（１）から（５）の資格要件を全て満たすものとする。

- （１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者。
- （２） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成７年北九州市規則第１１号）第６条第１項に規定する有資格業者名簿に記載されている者。または、現に入札参加資格審査申請済みであり、令和６年６月に「有資格者名簿」に登載されていること。
- （３） 北九州市から指名停止を受けている期間中でない者
- （４） 次の申立てがなされていないこと。
  - ア 破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条または第１９条の規定による破産手続き開始の申立て
  - イ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条に基づく更生手続き開始の申立て
  - ウ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続きの申立て
- （５） 次のいずれにも該当しないこと
  - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不当な利益を得る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者
  - カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者
  - キ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者

## 5 募集・審査の手順（予定）

募集・選定のスケジュールは以下のとおりとする。

告知開始日	令和6年 6月21日（金）
質問書の受付期間	令和6年 6月21日（金）～6月28日（金）
参加表明書受付期間	令和6年 6月21日（金）～7月 5日（金）
企画提案書受付期間	令和6年 6月21日（金）～7月12日（金）
プレゼンテーション(審査会)	令和6年 7月22日（月）
結果公表	令和6年 7月24日（水）

※ プレゼンテーション以降の日程は都合により変更になる場合がある。

## 6 実施説明書等の内容についての質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付

実施説明書等に対する質問がある場合は、質問書（様式4）により行うものとする。

### (2) 質問の受付方法

ア 受付方法 質問書を「15 問い合わせ先」へEメールにより提出し、質問書を提出した旨を電話により連絡すること。

電話及び口頭による質問は受け付けない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ直接電話で問い合わせをする。

イ 受付期間 令和6年6月21日（金）から令和6年6月28日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで。

### (3) 質問の回答

ア 回答方法 参加表明書提出者の全員に対してEメールにより、令和6年7月3日（水）までに一括回答する。

イ 回答の扱い 質問の回答が実施説明書等の内容と相違する場合は、質問の回答をもって実施説明書等の内容に変更があったものとする。

## 7 事前説明会開催の有無

本事業に係る事前説明会は開催しない。

## 8 参加表明方法

本件に参加を希望する者は、実施説明書等を熟読のうえ、以下により申し込むこと。

### (1) 参加表明書受付期間

令和6年6月21日（金）から7月5日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 提出書類

参加表明書（様式1）

### (3) 提出方法

参加表明書を「15 問い合わせ先」へEメールにより提出し、参加表明書を提出した旨を電話により連絡すること。

※提出書類のデータ形式はPDFとする

## 9 参加の辞退

参加表明書提出後、参加を辞退する事業者は、上記5に記載の企画提案書受付期間中に参加辞退届(様式3)を上記8と同様の方法で提出すること。

## 10 企画提案書

参加表明者は本件実施説明書及び別紙「女性の視点を生かした都市課題解決推進事業管理・運営業務委託仕様書(案)」に基づき、企画提案書等を以下のとおり提出すること。

### (1) 企画提案書受付期間

令和6年6月21日(金)から7月12日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 提出書類及び提出媒体

紙及び電子データの双方により、次の通り提出すること。

ア 「女性の視点を生かした都市課題解決推進事業管理・運営業務委託」に係る企画提案書(様式2)

イ 会社(法人)概要(様式2-①)

ウ 同種業務実績(様式2-②)

※ 同種業務実績については、概ね過去3年における国又は地方公共団体の発注における同種事業に関するものを全て記載すること。

エ 業務実施体制及びスケジュール(様式2-③)

オ 業務の企画提案(様式2-④)

※ ただし、当該様式以外の資料を添付する場合は、A3判用紙6枚以内とし、横書き、片面刷り、左綴りを基本とする。また、頁数/全頁数を記入し、文字の最小サイズは11ポイントとすること。

※ 10(2)イ~オはカバーをせず、ホッチキス留めで提出すること。

※ 10(2)ウ~オは、提案社名が分からないように作成すること。

カ 業務見積書(様式2-⑤)

※ 当該様式以外の様式にて提出の場合は、A4判1頁とする。

※ 可能な限り、明細を記載すること。

### (3) 提出部数

企画提案書(様式2)は1部、その他(様式2-①~⑤)は各8部

#### (4) 提出方法

紙及び電子データの双方を次の方法で提出すること。

##### ア 紙提出

持参または郵送（配達記録）にて、所定の部数を「15 問い合わせ先」へ提出すること。

※ 郵送の場合は、封筒の表に企画提案書在中の旨を朱書きで記載し、配達証明付書留郵便にて期日までに提出すること。

##### イ データ提出

企画提案書のデータを「15 問い合わせ先」へEメールにより提出し、企画提案書データを提出した旨を電話により連絡すること。

※提出書類のデータ形式はPDFとする

#### (5) 提案内容

以下の内容を包含した提案とすること

##### ア プラットフォームの管理・運営に関する提案

(ア) プラットフォーム参加者による市への提言作成に関する伴走支援

(イ) 定期活動（勉強会等）の実施支援

(ウ) プラットフォーム参加者への能力向上研修の実施

(エ) キックオフミーティング開催に係る支援

(オ) 中間報告会開催に係る支援

(カ) 活動記録の作成

##### イ 上記ア以外に提案全体を通じて参加者の意欲向上、積極的な取組につながる提案

##### ウ 上記ア以外に提案全体を通じて参加者による提言内容の深化及び充実につながる提案

### 11 プレゼンテーション（審査会）の実施

#### (1) 審査方法

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションによる審査会を行い、最も評価点の高いものを最優秀提案者として選定する。

#### (2) 開催日時等

ア 開催日時 令和6年7月22日（月）13時15分から

※審査時間の詳細については、別途個別に連絡

イ 開催場所 北九州市役所本庁舎10階 10C会議室

#### (3) 審査基準

別紙「審査要領」のとおり

#### (4) 審査結果の通知

審査結果については、令和6年7月24日(水)までに電子メールにより通知し、合わせて、北九州市のホームページで公表する。

公表にあたっては、最優秀提案者については名称及び評価点を公表し、それ以外の提案者については、名称は非公表とし、評価点のみ公表する。

#### (5) 審査内容の照会

最優秀提案者に選定されなかった者は、次の内容を「15問い合わせ先」へ文書で照会することができる。その他の内容の照会及び審査結果に関する異議は受け付けない。

ア 自社の評価点(合計点のみ)

イ 順位及び総評

### 1.2 提案の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。

- (1) 応募資格がない場合
- (2) 企画提案書が所定の日時までに到着しない場合
- (3) プレゼンテーション(審査会)を欠席した場合
- (4) 提案に対して不正があると認められる場合
- (5) 1の企画提案事業者が2つ以上の提案を行った場合
- (6) その他提案に際し違法な行為があった場合

### 1.3 契約

審査の結果、最優秀提案者を業務委託候補者として、委託契約締結に向け、事業内容詳細について協議を行う。その際、企画提案の一部を変更する場合がある。協議が整った場合は、業務委託候補者から改めて見積書を聴取し、見積書を精査の上、随意契約による契約を締結する。

- (1) 保証人を立てる必要はない。
- (2) 契約保証金は、契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号)第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (3) 契約の辞退等の理由により、第1順位の業務委託候補者と契約ができない場合は、第2順位の事業者を業務委託候補者として、手続きを進め契約を締結することができる。第2順位以降の事業者と契約できない場合についても同様とする。
- (4) その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則などの関係規定の定めに従い処理する。

#### 14 その他事項

- (1) 予算その他本市の事情により、本事業を中止する場合がある。
- (2) 本企画提案に係る経費は、参加表明事業者負担とする。
- (3) 提出後、書類の差し替え及び追加は不可とする。また、提出物は返却しない。
- (4) 提出物等に関する一切の権利は、北九州市に帰属するものとする。(肖像権等の条件がある場合は、企画提案書に記述すること。)
- (5) 選定の如何にかかわらず、本件を通じて知りえた機密事項については、第三者に漏らしてはならない。

#### 15 問い合わせ先

北九州市政策局政策部政策課 担当：藤田、藪

住 所：〒803-8501 福岡県北九州市小倉北区城内1番1号

TEL：093-582-2302 FAX：093-582-2176

メールアドレス：seisaku-seisaku@city.kitakyushu.lg.jp